

## 第6章 重点的な取り組み

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策を進めるにあたっては、発生直後に犠牲者を出さないという基本理念のもと、身を守る対策を最優先とし、その後の応急期、特に命にかかわる72時間までの対策について、重点的な取り組みを進めるものとする。

また、公助としての取り組みを進めるとともに、地区別の津波避難計画及び避難行動要支援者個別計画などによる自助・共助の取り組みの支援を強化する。

さらに、防災教育や防災訓練を徹底することにより防災意識の高い子どもを育て、震災に強い人として地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守る防災リーダーとなるための長期的視点に立った取り組みを進めるものとする。

### 第1節 地震・津波から身を守る対策

地震及び津波による被害を減らすためには、地震の揺れから身を守る対策と津波から逃げる対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波からの危険性の啓発や津波の発生をいち早く伝えるための情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

#### 第1 地震から身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進める。

##### 1 建物の倒壊から身を守る対策

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- (2) 公共施設の耐震化について計画的に進める。
- (3) 民間建築物の耐震化の促進を図る。

##### 2 家具等の転倒から身を守る対策

- (1) 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。
- (2) 公共施設等の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

##### 3 地震発生時の行動を身に着ける対策

- (1) 身を守る行動（シェイクアウト）の普及啓発に努める。
- (2) 家庭での防災用品や非常食の備えを推進する。
- (3) 火災の発生を未然に防ぐ知識の普及広報を実施する。

#### 第2 津波から避難する対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生直後は沿岸部に大津波が襲来するため、避難するための自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進する。また、「防ぐ」ためのハード事業によりこれを補強、支援する。

津波避難対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区などの地域の特性

を踏まえ、計画的に取り組む必要があるため、町や地域ごとの津波避難計画を作成し、町民と行政が協力して地域を挙げての津波避難対策を推進する。

### 1 津波の特性、危険性を知る対策

- (1) 津波高の想定による浸水状況などの予測の充実を図り、津波の危険性について普及啓発を図る。
- (2) 地域での学習会や研修会を支援する。
- (3) 過去の津波災害を教訓として海拔表示や注意喚起を促す看板の設置など、津波の危険性を明らかにする各種の表示を推進する。
- (4) 町民や行政などが津波の特性と危険性について情報を共有化する対策を推進する。

### 2 津波の発生を知る対策

- (1) 津波発生を迅速に伝達するための情報手段の要である Jアラートや行政無線を適切に管理し計画的な更新を図る。
- (2) 漁港や港湾の施設利用者や昆布操業時の漁業者に津波発生と避難を伝える情報伝達手段の整備を図る。
- (3) 観光客や外国人など土地に不案内な方々への情報伝達手段を検討する。

### 3 津波から迅速に避難する対策

- (1) 津波からの避難方法は、確実に高台に避難できる場合は原則徒歩とするが、避難行動要支援者の避難や避難困難地域からの避難については、自動車等での避難を検討する。この場合に自動車避難のリスクを十分に認識した「自動車を使う場合の避難ルール」を策定して町民全体で共有を図る。
- (2) 指定緊急避難場所は最大クラスの津波でも浸水しない場所として整備し、指定緊急避難場所への避難路及び避難道路の整備を促進する。
- (3) 周囲に高台が無い地域では、津波避難タワーや津波救命艇の整備を推進する。また、あらゆる避難方法に関する情報を排除せず、自動車での避難が困難な場合などは可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。
- (4) 避難方法、避難経路、避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、町民に対し周知を図る。
- (5) 避難路及び避難道路を確保するため、道路や橋梁の安全性とともに積雪、寒冷地対策を実施する。
- (6) 夜間の停電等も想定し、自立性の高いライト等を活用した避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進する。
- (7) 津波浸水域にある学校施設及び保育施設について、当面は現在地に残し、津波浸水区域外への移転については、今後時間をかけて検討する。そのために、現在地における計画的な避難訓練を徹底するとともに防災教育の徹底を図る。
- (8) 要配慮者及び支援者が安全に避難できる体制を整備する。
- (9) 観光客や外国人などが安全に避難できるよう体制を検討する。

- (10) 学校や自治会組織など地域ぐるみの避難訓練や、夜間や冬期など様々な条件による避難訓練を推進する。
- (11) 町民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

#### 4 避難の安全性を高める対策

- (1) 津波被害を軽減する海岸防潮堤は、発生頻度が高い一定程度の津波（L1）に対応するための、かさ上げ工事の整備を促進する。
- (2) 海岸や漁港、港湾の管理者等は次の事項について別に定めるものとする。
  - ア 防潮堤、水門、陸閘等の点検方針及び計画
  - イ 津波防災ステーションの点検方針及び計画
  - ウ 津波により孤立する恐れがある地域のヘリコプター緊急離発着場、港湾・漁港等の整備方針及び計画
  - エ 防災行政無線等の整備の方針及び計画
- (3) 水道事業管理者は、水道施設等の耐震化、老朽化対策を進めるとともに、防災機能の強化のため応急給水、応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備を図る。また下水道についても災害時にも安定的に機能する必要があることから計画的な耐震化、老朽化対策を進める。
- (4) 電気事業管理者は、電気が津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難のためには重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。また、火災等の二次被害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。
- (5) ガス、灯油等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓や給油栓の閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- (6) 被災前後における迅速な通報と強い情報伝達システムの充実を図る。
- (7) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信の確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (8) 防災施設の改修、整備を計画的に進める。
- (9) 津波避難計画の点検及び避難路、避難場所等の安全点検を計画的に進める。

## 第2節 地震・津波から命をつなぐ対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間は、命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動が求められることから、総合防災拠点や医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。

### 第1 応急対策活動体制等の整備

町及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

また、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制整備等、医療救護体制の整備を進める。

緊急輸送道路及び海上輸送機能、空輸輸送機能を確保する対策を進める。

### 第2 避難所等の整備

指定避難所の暖房設備や電源確保など必要な物資や資機材の備蓄等を進める。

また、避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図るとともに、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。

### 第3 総合防災拠点等の整備

町及び防災関係機関の災害対応の拠点となる施設等の整備を進める。特に大津波災害の場合は、霧多布地区が孤立する恐れがあることから、内陸方面にも防災拠点等の整備を進める。

### 第3節 災害に強いまちづくり対策

災害に強いまちづくりを推進するにあたっては、若い世代を中心とし災害を身近なものとして捉え、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育・学習を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育・学習を進めることにより、町全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図るものとする。

#### 第1 学校・地域での防災教育

町は、児童生徒に対し、学校教育課程において、防災対策上必要な防災教育を推進し、災害に対する正確な知識を学び、自らの命は自分で守るという意識づくりをすることで、災害に強い人づくりを目指すものとする。

特に、津波に対しては、一人ひとりが一生懸命逃げる防災教育・啓発及び訓練を徹底して行うことにより防災意識の高い子どもたちが、地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守れる防災リーダーとなるための取り組みを進める。

#### 第2 自主防災組織の組織化と機能強化

自主防災組織の機能を有する自治会・町内会組織を単位とした地区防災計画の策定を推進する。この場合、津波浸水区域を対象とした避難対策について個別の避難計画について検討する。

また、自主防災組織の組織化を奨励し、地域における防災機能の強化を図るものとする。

#### 第3 町民への防災教育・学習

町は、防災関係機関等と協力して、地域の実情に応じた地域単位、職場単位の防災教育を推進する。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備える町民の自助を支援するための、町民自身による地震防災対策を推進する。

#### 第4 防災エキスパートの養成

町は、防災関係機関等と協力して、地域における防災活動の担い手となる防災士や北海道防災マスターなどの防災エキスパートの育成を推進する。

また、全職員に対し、地震・津波が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、基礎知識の学習や、図上訓練などの手法を取り入れた実践的な防災教育を推進する。

## 第5 防災の視点に立った公共施設等の整備

第6章第4節「地震・津波防災推進のための事業・事務」に基づき、各種の施設等の整備を進める。また、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

## 第6 災害応急対策

町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生直後における初動応急対策として「浜中町災害対策本部行動マニュアル」等を作成し、全職員が共通認識の下で災害対応が行えるよう取り組みを進める。

## 第4節 地震・津波防災推進のための事業・事務

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等から町民の生命、身体並びに財産を保護するため、地震津波防災推進のための事業・事務については、計画的に整備を図るものとする。

### 第1 基本方針及び取り組みの施策

基本方針	取り組みの施策
1 円滑な避難の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定緊急避難場所、指定避難所の整備</li> <li>② 避難空間（津波避難タワー、救命艇等）、避難路の整備</li> <li>③ 避難所の環境改善、備蓄品の確保</li> <li>④ 避難誘導サインの充実</li> <li>⑤ 情報伝達手段の整備</li> <li>⑥ 津波ハザードマップの作製</li> <li>⑦ 津波避難計画の策定</li> <li>⑧ 避難行動要支援者対策の強化</li> </ul>
2 地震・津波からの防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海岸保全施設の整備</li> <li>② 港湾・漁港施設の整備</li> <li>③ インフラ、公共施設の耐震化の促進</li> <li>④ 水門等の自動化機能の強化</li> </ul>
3 地震・津波に備える	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災資機材の整備、備蓄対策</li> <li>② 防災訓練の徹底</li> <li>③ 防災教育の充実、防災知識の普及・啓発</li> <li>④ 総合防災拠点施設の整備</li> <li>⑤ 孤立地域対策</li> <li>⑥ 災害時における応急救護設備</li> </ul>
4 津波に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急輸送道路等の整備</li> <li>② 住宅耐震化等の促進</li> <li>③ 自主防災組織の促進及び地区防災計画の策定</li> <li>④ 重要な公共施設等の再配置</li> </ul>
5 津波から復旧・復興する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業継続計画（BCP）策定促進</li> <li>② 広域支援体制の整備</li> <li>③ 災害廃棄物対策</li> <li>④ 生活再建支援対策</li> <li>⑤ 事前復興準備</li> </ul>

## 第2 事業・事務

第4節第1の「基本方針及び取り組みの施策」について、町が実施する事業・事務については次のとおりとし、計画的に整備を図るものとする。

事業・事務名	実施個所	実施内容	目標達成年度	施策項目
避難場所の整備	丸山散布地区	新規避難場所の整備	令和6年度	1-①
避難路の整備	霧多布地区	避難路の整備	令和5年度	1-②
避難路の整備	琵琶瀬地区	避難路の整備	令和6年度	1-②
避難路の整備	榊町地区	避難路の整備	令和5年度	1-②
避難施設の整備	暮帰別地区	避難施設等の整備	令和7年度	1-②
避難施設の整備	仲の浜地区	避難施設等の整備	令和8年度	1-②
避難施設の整備	新川地区	避難施設等の整備	令和8年度	1-②
避難施設の整備	琵琶瀬地区	避難施設等の整備	令和8年度	1-②
防災備蓄品の整備	霧多布地区	防災備蓄品の整備	令和8年度	1-③
避難体制の整備	海岸地区	避難監視カメラの整備	令和5年度	1-④
防災行政無線整備	全町	屋外拡声器の整備	令和4年度	1-④
避難看板の整備	全町	避難場所案内看板の整備	令和4年度	1-④
避難照明の整備	霧多布地区	避難路の街路灯の整備	令和4年度	1-④
行政無線の整備	全町	移動系行政無線の整備	令和4年度	1-⑤
防災啓発事業	全町	防災啓発動画の製作	令和4年度	3-③
事業継続計画	全町	事業継続計画(BCP)策定	令和4年度	5-①